

外来生物に対して、わたしたちができることをまとめてみました。

### 生きものを飼う前に、買う前に調べる

ペットは決して野外に捨てたり逃がしたりせず、最後まで面倒をみてください。飼い始める前に次のことを確認してください。

#### ◆どれくらい大きくなるのか

- たとえば、アロワナやアリゲーターガーといった大型熱帯魚では長さ2~3mの水槽が必要となります。ミシシippアカミミガメ（ミドリガメ）も甲羅の長さが30cmになります。



ミシシippアカミミガメ【緊急対策外来種】  
(撮影：和田信裕)

#### ◆どれくらい生きるのか

- たとえば、カメを飼う場合には、30~50年飼い続ける覚悟が必要です。



アライグマ【特定外来生物】

#### ◆成長して、どう猛にならないか

- たとえば、アライグマは成獣になると、すぐに噛みついたりする猛獣になります。

#### ◆庭から逃げださないか（植物）

- 千葉県内で駆除が行われている、トキワツユクサやオオキンケイギクは、みな栽培品が逃げ出したものです。栽培する前に、法律で禁止されていないか、野生化して問題になっていないか、帰化植物図鑑などで確かめましょう。



オオキンケイギク【特定外来生物】

## 生きものを他の地域で放さない

- ◆ 昔いた生きものでも、むやみに他の地域から持ってきて放してはいけない
- ホタルなどで、他の地域の個体を放ったため、遺伝的攪乱の問題が起きています。(詳しくは9ページ)
- ◆ 釣りや狩猟の楽しみのために外来生物を放してはいけない
- 昔から日本にいた在来生物を全滅させてしまうことがあります。(詳しくは18ページ)
- ◆ 買って来た魚や昆虫を放さない
- 在来生物との雑種化が起きた場合、結果的に在来種が絶滅してしまうおそれがあります。(詳しくは22ページ)



マンディブラリスフタマタクワガタ



オオクチバス【特定外来生物】  
(撮影：中野岳)

## 情報収集にご協力を

千葉県は広く、行政機関だけでは県内全域を監視することはできません。特に特定外来生物を見つけた際には、すぐに通報して情報収集にご協力ください。

千葉県生物多様性センター

電話：043-265-3601

ファックス：043-265-3615

電子メール：webmaster@bdcchiba.jp



ナガエツルノゲイトウ【特定外来生物】